

**高年齢者雇用確保充実奨励金は
平成24年3月末をもって廃止となる予定です。**

ご利用をされる場合は、平成24年3月末までに事業計画書と関係書類を揃えて提出していただく必要がありますので、
ご利用を検討されている場合は、お早めに独立行政法人高
齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県の相談・申請窓
口へご相談ください。